



# 熊本県公報

第 1 1 8 7 8 号  
平成 22 年 2 月 2 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退…………… ( // ) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… ( // ) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( // ) 2
- 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務の  
委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (監理課) 2
- 熊本県電子入札共同利用システムの使用機器の賃貸借に係る  
一般競争入札の参加資格等…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 4

**公 告**

- 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務の  
委託に係る一般競争入札の実施…………… (監理課) 4
- 熊本県電子入札共同利用システムの使用機器の賃貸借に係る  
一般競争入札の実施…………… ( // ) 8
- 県有財産の売却…………… (管財課) 11
- 県有財産の売却…………… ( // ) 12
- 換地処分…………… (農村整備課) 13

**登 載 依 頼**

- 有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催  
…………… (有明地域保健医療推進協議会) 13
- 菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催  
…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 14
- 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催  
…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 14
- 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催  
…………… (天草地域保健医療推進協議会) 14
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (熊本県個人情報保護制度審議会) 15

## 告 示

**熊本県告示第 1 0 4 号**  
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害  
 福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
 平成 2 2 年 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
夢・さぼーと 宇城市松橋町松橋 1 1 3 1 番地 4	N P O 法人夢・さ ぼーと 宇城市松橋町松橋 1 1 3 1 番地 4 福原 和美	平成 2 2 年 2 月 1 日	4312700299	就労継続支 援 A 型

**熊本県告示第 1 0 5 号**  
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 7 条の規定により次の特定旧法指  
 定施設から指定の辞退があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
明星学園 上益城郡山都町神ノ前242-15	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町小坂2140-1 武元 典次郎	平成22年 3月31日	4311440012	知的障害者授産設

**熊本県告示第106号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
明星学園短期入所事業所 上益城郡山都町神ノ前242-15	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町小坂2140-1 武元 典次郎	平成22年 3月31日	4311440012	短期入所

**熊本県告示第107号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県コロニー協会 相談支援センター 熊本市二本木3丁目12番37号	社会福祉法人熊本県コロニー協会 熊本市二本木3丁目12番37号 西山 敬直	平成22年 2月1日	4330100845	相談支援

**熊本県告示第108号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、資格審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等  
(1) 申請の方法

- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成22年2月9日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
 受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

### 熊本県告示第109号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
 熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器の賃貸借
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、資格審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成22年2月9日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
 受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

### 熊本県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年2月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	下益城郡城南町大字阿高字竹下 672番1地先から 同所 676番地先まで	前	25.4 ～ 36.4	23.8	廃道
			後	25.2 ～ 36.4		
一般県道	仏原高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字清水 57番4地先から 同所 57番4地先まで	前	14.0 ～ 20.6	78.5	21 災補道 (法面保護工)
			後	14.7 ～ 28.2		

2 区域を変更する期日 平成22年2月2日

熊本県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字北亀ノ迫8830番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第51号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務
  - (2) 委託業務の内容  
4の(2)に示す委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）による。
  - (3) 委託期間  
平成22年4月1日から平成27年9月30日まで。ただし、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの6か月間は、電子入札システムの運用開始のための準備期間とし、平成22年10月1日から電子入札システムの運用を開始する。
  - (4) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(5) 最低制限価格等の設定

ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。

イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。

(6) その他

ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第1項の規定による審査(以下「資格審査」という。)のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務(取扱業種情報システム全般の設計、維持管理)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次により資格審査の申請を行うこと。

ア 資格審査申請の受付期間

30分公告の日から平成22年2月9日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時

午後5時まで提出すること。受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

ウ 申請の方法

要綱第3条第1項に定める「入札参加資格審査申請書」に必要な書類を添付し、イの場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。

また、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

エ 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

(5) 委託仕様書に定める仕様を満たすこと。

3 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により4の(2)に示す入札様式集(以下「入札様式集」という。)(別紙様式3)の「競争入札参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出方法及び提出場所

ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書を電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による入札(書面による入札をいう。以下同じ。)参加の場合  
申請書を4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(2) 提出期間

公告の日から平成22年2月23日(火)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。

(3) 確認結果の通知

確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所

熊本県土木部監理課建設業係(県庁行政棟本館11階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2485 ファックス番号 096-381-5404

- (2) 委託仕様書及び入札様式集
- ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成22年3月15日（月）までの日（開庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所  
（1）に記載する場所
- ウ 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）で閲覧し、交付を受けることができる。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成22年3月15日（月）午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
（ア）日時 平成22年3月16日（火）午後2時  
（イ）場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (4) 開札の日時及び場所  
（3）のイに同じ。
- (5) 再入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成22年3月16日（火）午後4時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の（3）のアの入札の日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、4の（3）のアの日時までに熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準に定める「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合  
入札様式集（別紙様式1）の「入札書」により作成し、4の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、入札様式集（別紙様式2）の「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年3月15日（月）午後5時までに4の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。  
（ア）封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。  
（イ）再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式による入札において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いの下に行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、4の（5）に示す再入札書の提出日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
  - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
  - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
  - キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
  - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
  - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
  - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ 明らかに連合によると認められる入札
  - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
 入札説明書及び委託仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を適用し、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）  
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。  
 (ア) 提出書類 契約保証金免除申請書（入札様式集（別紙様式 4））  
 (イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券  
 イの場合にあっては履行証明書（入札様式集（別紙様式 5））  
 (ウ) 提出期限 落札決定の日から 7 日以内  
 (エ) 提出場所 4 の（1）に記載する場所

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 入札参加者の資格を確認するため、別途必要な資料を求め、又はデータセンター予定施設を訪問し調査することがある。

9 Summary

- (1) Subject matter of contract:  
Manage the Data Center, which operates the "Electornic Tender Sharing System for Kumamoto Prefecture and Municipality"
- (2) Period of commission  
From April 1st, 2010 through September 30st, 2015
- (3) Date and place to submit bidding proposal  
March 16th, 2010, 2:00p. m.  
The bidding room(basement 1st floor)

- Kumamoto Prefectural Government Main Building  
(4) Deadline to submit bidding proposal by mail  
No later than March 15th, 2010  
(5) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only  
(6) Contact information  
Civil Engineering Administration Division,  
Department of Civil Engineering,  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
Phone: 096-333-2485

**熊本県公告第52号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品及び数量  
熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器 一式  
(2) 賃貸借物品の規格、品質等  
5の(2)に示す要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。  
(3) 賃貸借期間  
平成22年10月1日から平成27年9月30日まで  
(4) 納入期限及び納入場所  
要求仕様書による。  
(5) 入札金額  
ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。  
(6) 最低制限価格等の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。  
(7) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。  
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び4に記載する機能等証明書等確認書類の提出が必要な入札である。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第1項の規定による審査(以下「資格審査」という。)のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により資格審査の申請を行うこと。  
ア 資格審査申請の受付期間  
公告の日から平成22年2月9日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。  
イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581  
ウ 申請の方法  
要綱第3条第1項に定める「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、イの場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。  
エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (2) 要求仕様書に定める仕様条件を満たす物品を賃貸できる者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により5の(2)に示す入札様式集（以下「入札様式集」という。）（別紙様式3）の「競争入札参加資格確認申請書」（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
    - ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書を電子入札システムにより提出すること。
    - イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合  
申請書を5の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
  - (2) 提出期間  
公告の日から平成22年2月23日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
  - (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、4の審査結果と併せて、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 機能等証明について  
本競争入札に参加を希望する者は、賃貸借物品が要求仕様書に示す仕様（詳細は要求仕様書を参照のこと。）を満たすことを証明し、競争入札参加資格の確認と併せて審査を受けなければならない。  
なお、期限までに必要な資料を提出しない者及び審査の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
機能等証明書等確認書類を5の(1)に示す場所に持参すること。なお、郵送（書留郵便に限る。）を認めるが、提出期間内に必着すること。
  - (2) 提出期間  
公告の日から平成22年2月23日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。なお、3の申請書を持参又は郵送により提出する場合には、機能等証明書等確認書類も併せて提出すること。
- 5 入札の日時及び場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県土木部監理課建設業係（県庁行政棟本館11階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2485 ファックス番号 096-381-5404
  - (2) 要求仕様書及び入札様式集
    - ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成22年3月15日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
    - イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は(1)に記載する場所で交付する。
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた時から平成22年3月15日（月）の午後5時までに入札すること。
    - イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成22年3月16日（火）午後2時30分  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
  - (4) 開札の日時及び場所  
(3)のイの(イ)に同じ。
  - (5) 再入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成22年3月16日（火）の午後4時まで電子入札システム

により入札すること。

6 入札方法等

(1) 入札方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

5の(3)のアの入札の日時までに電子入札システムにより入札書及び入札様式集(別紙様式7)の「内訳書」を提出すること。

ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、5の(3)のアの日時までに熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準に定める「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を5の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。

イ 紙入札方式による入札の場合

入札様式集(別紙様式1)の「入札書」により作成し、5の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するときは、入札様式集(別紙様式2)の「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年3月15日(月)午後5時までに5の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「貸借物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「貸借物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式による入札において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いの下に行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。

なお、5の(5)に示す再入札書の提出日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を適用し、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

7 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要



- 最低売却価 60,800,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
  - 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
  - 4 入札期日及び場所  
平成22年3月10日（水）午前11時  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館6階 601会議室
  - 5 開札期日 入札終了後即時
  - 6 現地建物開放日  
平成22年2月16日（火）正午から午後3時まで
  - 7 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成22年3月2日（火）午後5時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
  - 8 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
  - 9 契約締結期限  
平成22年3月19日（金）午後5時
  - 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
  - 11 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第54号

県有財産を次のとおり売却する。  
平成22年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
警察本部職員住宅（九品寺）（熊本市）  
所在 熊本市九品寺三丁目2番65  
土地宅地 166.69平方メートル  
最低売却価格 14,900,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成22年3月16日（火）午前11時  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館6階 601会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時

- 6 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成22年3月8日(月)午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年3月25日(木)午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

**熊本県公告第55号**

県営水俣・芦北地区(山木場工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

平成22年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

**登載依頼****有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月2日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年2月9日(火)午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 開催場所  
玉名市岩崎152番地2  
玉名市民会館
- 3 議題  
(1) 平成22年度病院群輪番制病院運営事業について  
(2) 小児救急医療について  
(3) 新型インフルエンザへの対応策等について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
玉名市岩崎1004-1  
有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県有明保健所総務企画課内)  
(電話0968-72-2184)

**菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（兼地域健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月2日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年2月25日（木）午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所  
菊池市隈府1090-1  
笹乃家
- 3 議題  
（1）救急医療に関する事項  
（2）健康危機管理に関する事項  
（3）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
菊池市隈府1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県菊池保健所総務企画課）  
（電話0968-25-4156）

**阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月2日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年2月16日（火）午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧1204  
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題  
（1）救急医療に関する事項  
（2）健康危機管理に関する事項  
（3）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県阿蘇保健所総務企画課内）  
（電話0967-32-0535）

**天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月2日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年2月17日（水）午後1時30分～
- 2 開催場所  
天草市今釜新町3530  
熊本県天草地域振興局 会議棟1階 小会議室
- 3 議題  
（1）協議事項

- 救急告示医療機関の指定について
- (2) 報告事項  
救急医療の現状について  
新型インフルエンザ対策について
- (3) 意見交換
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
天草市今釜新町3530  
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県天草保健所総務企画課内)  
(電話0969-23-0172)

**熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号**

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成22年2月2日

熊本県個人情報保護制度審議会  
会長 富永清美

- 1 日時  
平成22年2月10日(水)  
午前9時30分～午前11時30分
- 2 会場  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階AV会議室
- 3 審議内容  
市町村地域担い手育成総合支援協議会が情報管理しているシステム(農地情報図)からの個人情報の収集について(熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県個人情報保護制度審議会事務局(熊本県総務部私学文書課県政情報室)  
(電話096-333-2068)